

## ○県立学校教職員及び市町村立学校県費負担教職員に対する懲戒処分等の基準

(平成十四年大分県教育委員会告示第十一号)

### 第一 経緯

平成十三年度から平成十四年度にかけて、飲酒運転等の悪質な交通違反行為をはじめ、児童生徒に対するスクール・セクハラ等不祥事案が続発し、教育に対する県民の信頼が著しく揺らいでいる。

かかる不祥事案への対策として、教職員の規範意識の高揚を図るため、服務規律厳守の通知文書の発出、「教職員の信頼回復のための『緊急アピール』」の全教職員への配布、これを活用した校内研修の開催や管理職研修の緊急開催、そして、県教育センターでの特別研修の開催 等の措置を講じてきたところである。

また、特に、教職員と児童生徒との間におけるスクール・セクハラを防止するため、県教育庁内にスクール・セクハラ防止検討委員会、相談窓口を設置するとともに、防止相談カードを公立中学校及び県立学校の児童生徒に配布したところである。

今回、これらの措置と併せて、過去における非違行為の状況を踏まえ、児童生徒の健全育成を担う教育公務員の使命を考慮し、特にあってはならない非違行為を対象に懲戒処分等の基準を制定し、これを公表する。

なお、昭和六十三年十一月一日に施行した「教職員の交通違反行為に対する懲戒処分等の基準」は、廃止する。

### 第二 趣旨

教職員の非違行為の防止、根絶を図ることにより、県民の教育に対する信頼を回復するとともに懲戒処分等の対象となる非違行為を明確にし、処分量定の厳格化を行うため、懲戒処分等の基準を制定する。

また、懲戒処分等の基準を公表することにより、県教育委員会として教職員の非違行為に対する厳正なる姿勢を示すこととする。

### 第三 基本的考え方

一 本基準の対象とする非違行為は、学校現場において特に顕著である飲酒運転等の悪質な交通違反行為、児童生徒に対するスクール・セクハラ及び体罰とする。

二 非違行為者を指導監督すべき立場で管理職にある者については、当該非違行為者に準じて懲戒処分等の対象とする。

### 三 考慮事項

1 次の場合は、処分を加重する。

(一) 管理職にある者が非違行為を行った場合

(二) 学校長への非違行為の報告義務を怠り、又は隠へいした場合

(三) 非違行為の重複や累積がある場合

2 非違行為の態様、経緯等により、処分を加重し、又は軽減することができる。

3 非違行為を教唆し、又はほう助したと認められる者は、非違行為者に準じて相当の懲戒処分等とする。

### 第四 懲戒処分等の基準

#### 一 飲酒運転等の悪質な交通違反行為

##### 1 飲酒運転

(一) 飲酒運転を行い、人身事故又は物損事故を起こした者は免職とし、自損事故等を起こした者は免職又は停職とする。

(二) 飲酒運転の車に同乗した者又は飲酒等に同席し飲酒運転を容認した者は、飲酒運転を行った者に準じた処分とする。

2 無免許運転を行い、人身事故を起こした者は免職又は停職とし、物損事故等を起こした者は停職とする。

3 速度超過違反を行い、人身事故を起こした者は免職、停職又は減給とし、物損事故を起こした者は停職又は減給とし、自損事故等を起こした者は停職、減給又は戒告とする。

注一 「飲酒運転」とは、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「施行令」という。）別表第二に規定する酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。

二 「自損事故等」とは、自損事故又は違反行為のみの場合をいう。

三 「無免許運転」とは、施行令別表第二に規定する無免許運転をいう。

四 「物損事故等」とは、物損事故、自損事故又は違反行為のみの場合をいう。

五 「速度超過違反」とは、施行令別表第二に規定する速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上のものをいう。

二 児童生徒に対するスクール・セクハラ

1 いん行、わいせつ行為を行った者は、免職とする。

2 1以外のスクール・セクハラを行った者は、免職、停職、減給又は戒告とする。

注 「スクール・セクハラ」とは、学校の内外において、教職員が、児童生徒を不快にさせる性的言動をいう。

三 体罰

体罰を加え児童生徒を負傷させた者は、戒告等の処分を行う。

なお、非違行為者を指導監督すべき立場で管理職にある者については、当該非違行為者の懲戒処分等の内容及び程度に準じて処分を行うものとする。

第五 その他

第四以外においても、法令、条例等に違反した信用失墜行為等は第四に準じた懲戒処分等を行うものとする。

附 則

この告示は、平成十四年十二月一日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成二十四年十一月二日から施行する。